

中種子町分別収集計画

(第 1 1 期計画)

令和 7 年 8 月策定
中種子町 町民課

中種子町分別収集計画目次

1	計画の策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物に排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物に排出の抑制を推進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込み(法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装法リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の 見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

中種子町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある社会循環の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、ごみ減量化を推進していかなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集をおこない、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにする。これを公表することにより、すべての関係者が一体となった取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制，再使用，リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直すものとする。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイも含む）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	136.7t	136.4t	135.4t	135.0t	134.2t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の推進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るために、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、町民、事業者等のごみ処理に対する意識を把握し反映させていきたい。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めていく。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、指定する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他の色のガラス製容器	その他のびん
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発砲スチロール
		白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	2.2 t		2.2 t		2.2 t		2.2 t		2.1 t	
主としてアルミ製の容器	11.2 t		11.2 t		11.1 t		11.1 t		11 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14.5 t		14.5 t		14.4 t		14.3 t		14.2 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	14.5 t	0 t	14.5 t	0 t	14.4 t	0 t	14.3 t	0 t	14.2 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	17.8 t		17.7 t		17.6 t		17.6 t		17.5 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	17.8 t	0 t	17.7 t	0 t	17.6 t	0 t	17.6 t	0 t	17.5 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5.4 t		5.4 t		5.3 t		5.3 t		5.3 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	5.4 t	0 t	5.4 t	0 t	5.3 t	0 t	5.3 t	0 t	5.3 t	0 t
主として段ボール製の容器	71.3 t		71.1 t		70.6 t		70.4 t		70 t	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13.5 t		13.5 t		13.4 t		13.3 t		13.3 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	13.5 t	0 t	13.5 t	0 t	13.4 t	0 t	13.3 t	0 t	13.3 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.7 t		0.7 t		0.7 t		0.7 t		0.7 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.7 t		0.7 t		0.7 t		0.7 t		0.7 t	
	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)	(引渡さる)	(独自処理)
	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t	0 t	0.7 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装法リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

(人口変動率は、中種子町人口ビジョン人口動態の数値を用いた)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
6,979人 (対前年度比) 99.5%	6,945人 (対前年度比) 99.5%	6,912人 (対前年度比) 99.5%	6,878人 (対前年度比) 99.5%	6,850人 (対前年度比) 99.6%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
主としてスチール製の容器		スチール缶	町 委託業者による 定期収集	一部事務組合
主としてアルミ製の容器		アルミ缶		
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器	無色透明びん		
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他の色のガラス製容器	その他のびん		
主として段ボール製の容器		段ボール		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発砲スチロール		
		白色トレイ		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

容器包装廃棄物の収集・中間処理は、現行の体制を活用して行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の容器		スチール缶	網袋	2 tトラック 4 tトラック	一部事務組合
主としてアルミ製の容器		アルミ缶			
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん	コンテナ		
	茶色のガラス製容器	茶色びん			
	その他の色のガラス 製容器	その他のびん			
主として段ボール製の容器		段ボール	排出者がひもで縛る。		
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル	網袋		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		発砲スチロール	網袋		
		白色トレイ			

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑に進めていくために町衛生自治会と連携し、効率的に進めるため分別収集推進協力員を設置する。

（主な任務）

- ①分別収集普及啓発に関すること。
- ②ゴミの分別指導やゴミ排出減量化の推進に関すること。
- ③ゴミステーション周辺の環境美化に関すること。